

令和2年度行政事業レビューシート (個人情報保護委員会)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|--|-------------------|---------|-------------------|-------------------------------|--------------|-------|------------|--------------|
| 事業名 | 特定個人情報保護評価に必要な経費 | | | 担当部局 | 個人情報保護委員会事務局 | 作成責任者 | | | |
| 事業開始年度 | 平成25年度 | 事業終了(予定)年度 | 終了予定なし | 担当課室 | 総務課 | 政策立案参事官 松本秀一 | | | |
| 会計区分 | 一般会計 | | | | | | | | |
| 根拠法令 (具体的な条項も記載) | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」という。)第27条、第28条 | | | 関係する計画、通知等 | | | | | |
| 主要政策・施策 | - | | | 主要経費 | その他の事項経費 | | | | |
| 事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内) | 行政運営の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤としてマイナンバー制度が整備されたが、その一方、特定個人情報の漏えい等の事態の発生が懸念されている。そのような懸念に対し、マイナンバー制度の安心・安全に資する制度として、特定個人情報保護評価(以下「保護評価」という。)制度が実施されている。保護評価制度は、特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関や地方公共団体の長などが、特定個人情報の漏えい等のリスクに対する対策を、自ら評価し公表する制度である。具体的には、特定個人情報ファイルを保有することで生じるリスクとそれに対する対策を、所定の様式(以下「評価書」という。)に記入し、公表する仕組みである。本事業の目的は、マイナンバー保護評価システムの運用・保守、改修により評価実施機関による評価書の提出・公表を支援すること、またマイナンバー保護評価Webを通じて広く国民が評価書を閲覧できるようにすることである。 | | | | | | | | |
| 事業概要 (5行程度以内。別添可) | マイナンバー保護評価システムの運用・保守、改修によって評価実施機関による評価書の提出・公表を効率的に処理するとともに、マイナンバー保護評価Webを整備することで、広く国民が評価書を閲覧できるようにしている。評価実施機関にとって利便性の高いシステムとなるよう、マイナンバー保護評価システムの運用・保守、改修を行うとともに、評価実施機関が適切に保護評価を実施できるよう指導・助言を行うなど、保護評価制度の円滑な運用に資する活動を行っている。 | | | | | | | | |
| 実施方法 | 直接実施 | | | | | | | | |
| 予算額・執行額 (単位:百万円) | | | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度要求 | | |
| | 予算 の 状 況 | 当初予算 | 33.5 | 103.5 | 80.7 | 41.3 | 105.9 | | |
| | | 補正予算 | - | - | - | - | - | | |
| | | 前年度から繰越し | - | - | - | - | - | | |
| | | 翌年度へ繰越し | - | - | - | - | - | | |
| | | 予備費等 | - | ▲ 30 | ▲ 2.3 | - | - | | |
| | 計 | | 33.5 | 73.5 | 78.4 | 41.3 | 105.9 | | |
| | 執行額 | | 32.4 | 58.8 | 76 | - | - | | |
| 執行率 (%) | | 97% | 80% | 97% | - | - | | | |
| 当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%) | | 97% | 57% | 94% | - | - | | | |
| 令和2・3年度 予算内訳 (単位:百万円) | 歳出予算目 | | 2年度当初予算 | 3年度要求 | 主な増減理由 | | | | |
| | 情報処理業務庁費 | | 41.3 | 105.9 | 「新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費」69.6 | | | | |
| | - | | - | - | - | | | | |
| | - | | - | - | - | | | | |
| | その他 | | 0 | 0 | - | | | | |
| | 計 | | 41.3 | 105.9 | - | | | | |
| 成果目標及び 成果実績 (アウトカム) | 定量的な成果目標 | 成果指標 | | 単位 | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 中間目標 年度 | 目標最終年度 年度 |
| | - | - | 成果実績 | - | - | - | - | - | - |
| | - | - | 目標値 | - | - | - | - | - | - |
| | - | - | 達成度 | % | - | - | - | - | - |
| 根拠として用いた 統計・データ名 (出典) | - | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|--|--|--|--|--------|--------|---------|---------|--------|
| 定量的な成果目標の設定が困難な場合 | 定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標 | 定量的な目標が設定できない理由 | | | 定性的な成果目標と平成29～令和元年度の達成状況・実績 | | | | | |
| | | 保護評価は、評価実施機関が特定個人情報ファイルを保有する前に、その取扱いについて自ら評価するものである。このため、委員会として目標値を設定して実施することができない性質のものであることから、定量的な目標設定は困難である。 | | | 【定性的な成果目標】 評価実施機関による保護評価の適切な実施の支援 【平成29～令和元年度の達成状況・実績】 評価実施機関による保護評価の適切な実施のため、①マイナンバー法第27条第2項に定める指針の再検討に伴い、保護評価に関する規則の改正、指針の変更及び同指針の解説の更新を行った。②マイナンバー保護評価システム及びマイナンバー保護評価Webについて、運用・保守、改修を行い、評価実施機関による評価書の提出・公表及び国民等による評価書の閲覧のため、より利便性の高いシステムとした。 | | | | | |
| | 事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績 | 代替目標 | 代替指標 | | 単位 | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 中間目標年度 | 目標最終年度 |
| | | 評価実施機関による保護評価の実施の支援 | 評価実施機関により当該年度に公表された評価書の件数 | 実績 | 件 | 18,205 | 17,092 | 35,861 | - | - |
| 目標値 | | | | - | - | - | - | - | | |
| 達成度 | % | | | - | - | - | - | | | |
| 事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績 | 代替目標 | 代替指標 | | 単位 | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 中間目標年度 | 目標最終年度 | |
| | 評価実施機関による保護評価の実施の支援 | 保護評価Webへのアクセス件数 | 実績 | 万件 | 77 | 82 | - | - | - | |
| | | | 目標値 | - | - | - | - | - | | |
| 達成度 | | | % | - | - | - | - | | | |
| 活動指標及び活動実績(アウトプット) | 活動指標 | | | 単位 | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度活動見込 | 3年度活動見込 | |
| | 委員会が承認等した評価書等の数 ※保護評価は、評価実施機関が特定個人情報ファイルを保有する前に、その取扱いについて自ら評価するものである。このため、委員会として目標値を設定して実施することができない性質のものであることから、委員会においてアウトプットの見込み等を設定することは困難である。 | 活動実績 | 件 | 10 | 8 | 9 | - | - | | |
| | | 当初見込み | - | - | - | - | - | | | |
| 単位当たりコスト | 算出根拠 | | | 単位 | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度活動見込 | | |
| | マイナンバー保護評価システムは、全国の評価実施機関の評価書の提出・公表を処理し、また、マイナンバー保護評価Webは国民が評価書を閲覧できるようにするものであり、単位当たりコストの母数がそれぞれ異なるため算出することが困難である。 | 単位当たりコスト | | | | | | | | |
| | | 計算式 | / | | | | | | | |
| 政策評価、新経済・財政再生計画との関係 | 政策 | 個人情報の適正な取扱いの確保 | | | | | | | | |
| | | 施策 | 特定個人情報保護評価制度の適切な運用(令和2年度より、特定個人情報の適正な取扱いの推進に変更される) | | | | | | | |
| | 測定指標 | 定量的指標 | | | 単位 | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 中間目標年度 | 目標年度 |
| | | 年度末時点における評価対象事務数 | 実績値 | 件 | 32,235 | 32,403 | 32,655 | - | - | |
| | | | 目標値 | - | - | - | - | - | | |
| | | 定量的指標 | | | 単位 | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 中間目標年度 | 目標年度 |
| | | 当該年度におけるマイナンバー保護評価システムの年間稼働率 | 実績値 | % | 100 | 100 | 100 | - | - | |
| | | | 目標値 | - | - | - | - | - | | |
| | 定性的指標 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | | |
| | 特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討 | マイナンバー法の規定に基づき指針の再検討を実施 | 令和2年度 | マイナンバー法第27条第2項において、「委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする」とされており、これまでの保護評価制度の運用状況、評価実施機関からの問合せや意見・要望、特定個人情報の漏えい等の事案、技術の進歩、国際的動向などを勘案し、指針及び指針の解説の変更並びに新たに作成する運用に関する解説について具体的な内容を検討する。 また、変更適用後の指針等に基づき、評価実施機関においてより実効的な保護評価が行われるよう、周知・助言の方法等についても検討する。 | | | | | | |
| 施策の進捗状況(実績) | | | | | | | | | | |
| - | | | | | | | | | | |

| 本事業の成果と上位施策・測定指標との関係 | | | |
|---|--|--|---|
| <p>マイナンバー保護評価システムの運用・保守、改修により、評価実施機関が確実に評価書を委員会へ提出・公表できるようにし、また、マイナンバー保護評価Webを通じて広く国民が評価書を閲覧できるようにすることは、評価実施機関による保護評価の適切な実施を促し、保護評価制度の適切な運用の確保に資する。</p> | | | |
| 事業所管部局による点検・改善 | | | |
| | 項目 | 評価 | 評価に関する説明 |
| 国費投入の必要性 | 事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。 | ○ | マイナンバー保護評価システムの運用・保守、改修によって評価実施機関による評価書の提出・公表を効率的に処理するとともに、マイナンバー保護評価Webを整備することで、広く国民が各評価書を閲覧できるようにすることは、マイナンバー制度の安心・安全という国民や社会のニーズを反映している。 |
| | 地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。 | ○ | 全国の評価実施機関からの評価書の提出・公表をシステムにて一元的に管理する必要があるため、地方自治体、民間等に委ねることは困難である。 |
| | 政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。 | ○ | 評価実施機関による評価書の提出・公表を支援することや、広く国民が評価書を閲覧できるようにするという政策目的の達成手段として、マイナンバー保護評価システム及びマイナンバー保護評価Webの整備は必要かつ適切な事業である。 |
| 事業の効率性 | 競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。 | ○ | 競争性のない随意契約があったものの、従来より十分な準備期間の確保や情報提供の拡充に取り組み、応札者の増加を図っている。この他にも、受注者に求める資格要件の緩和や入札可能性調査の実施といった対策を講じているところであるが、今後も更なる工夫に努める。 |
| | 一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。 | 無 | |
| | 競争性のない随意契約となったものはないか。 | 有 | |
| | 受益者との負担関係は妥当であるか。 | - | - |
| | 単位当たりコスト等の水準は妥当か。 | - | - |
| | 資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。 | - | - |
| | 費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。 | ○ | マイナンバー保護評価システムの整備に必要な運用・保守、改修についての費用・使途に限定している。 |
| | 不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載) | - | - |
| 繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載) | - | - | |
| その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。 | ○ | 必要最小限の費用で、マイナンバー保護評価システムの運用・保守、改修ができるよう効率化を図っている。 | |
| 事業の有効性 | 成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。 | - | - |
| | 事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。 | - | - |
| | 活動実績は見込みに見合ったものであるか。 | - | - |
| | 整備された施設や成果物は十分に活用されているか。 | ○ | マイナンバー保護評価システムにより全国の評価実施機関が評価書の提出・公表を行うとともに、マイナンバー保護評価Web上で国民が評価書を閲覧していることから、十分に活用されている。 |
| 関連事業 | 関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載) | | |
| | 所管府省名 | 事業番号 | 事業名 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 点検・改善結果 | 点検結果 | 評価実施機関による保護評価の適切な実施を支援するために必要最小限の経費を計上している。予算の効率化等を踏まえ、引き続き、評価実施機関による保護評価の実施の支援に必要となる最小限の経費を計上するとともに、適切な執行に努める。 | |
| | 改善の方向性 | 保護評価の実施が適切に行われるよう、評価実施機関に対し保護評価制度や制度に関する留意事項を周知する。また、マイナンバー保護評価システム及びマイナンバー保護評価Webについて、引き続き安定的な運用を図るとともに、点検結果を踏まえ、効率的な調達による予算執行に努める。 | |

外部有識者の所見

競争性のない随意契約となっている「マイナンバー保護評価システム」関係については価格の妥当性をチェックすべき。

行政事業レビュー推進チームの所見

一部
の
改
善
内
容

予算執行に当たっては、引き続き、手続の透明性・公正性の確保に努めること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

執
行
等
改
善

予算執行に当たっては、引き続き、複数者の入札参加が可能となるよう入札情報の積極的な発信や公告期間の確保等を図ることで、手続の透明性・公正性の確保に努める。また、競争性のない随意契約となった案件に関しては、今後も専門的な知見を有する職員等により価格の妥当性を確認し、効率的な予算執行に努める。

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

| | | | | | | | |
|--------|------------------------|--------|---------|--------|---------|--------|---------------|
| 平成22年度 | - | 平成23年度 | - | 平成24年度 | - | 平成25年度 | 内閣府(新25-0014) |
| 平成26年度 | 26-0001 | 平成27年度 | 27-0002 | 平成28年度 | 28-0002 | 平成29年度 | 29-0002 |
| 平成30年度 | 30-0002 | | | | | | |
| 平成31年度 | 個人情報保 護委員会 (0002) | | | | | | |

※令和元年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位:百万円)

個人情報保護委員会
76百万円

【一般競争契約等】

A.民間会社(4社)
76百万円

〔マイナンバー保護評価システムの運用・保守、改修〕

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

| A.鈴与シンワート株式会社 | | | B. | | |
|---------------|--------------------|-------------|----|----|-------------|
| 費目 | 使途 | 金額 (百万円) | 費目 | 使途 | 金額 (百万円) |
| 情報処理業務 庁費 | マイナンバー保護評価システムの改修等 | 45.4 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | 45.4 | 計 | | 0 |

支出先上位10者リスト

A.

| | 支出先 | 法人番号 | 業務概要 | 支出額 (百万円) | 契約方式等 | 入札者数 (応募者数) | 落札率 | 一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上) |
|---|-------------|---------------|------------------------|--------------|------------------|----------------|-----|---|
| 1 | 鈴与シンワート株式会社 | 3010401014925 | マイナンバー保護評価システムの改修等業務 | 45 | 一般競争契約 (最低価格) | 2 | 92 | |
| 2 | 沖電気工業株式会社 | 7010401006126 | マイナンバー保護評価システムの運用・保守業務 | 29 | 随意契約 (その他) | - | - | |
| 3 | KDDI株式会社 | 9011101031552 | マイナンバー保護評価システムの運用・保守業務 | 1 | 随意契約 (その他) | - | - | |
| 4 | 鈴与シンワート株式会社 | 3010401014925 | マイナンバー保護評価システムの運用・保守業務 | 1 | 随意契約 (少額) | - | - | |
| 5 | リコーリース株式会社 | 7010601037788 | マイナンバー保護評価システムの運用・保守業務 | 0 | 随意契約 (少額) | - | - | |